

平成30年3月14日

発 言 者	発 言 要 旨
石黒委員	<p>携帯電話の不感解消を住民は待ち望んでいるのではないか。今年度の事業完了が困難になったことにより、住民に具体的にどのような影響が出るのか。</p>
情報政策課長	<p>融雪時期を勘案すると、鉄塔工事の完了時期は7月末となる見込みである。事業主体である飯豊町からは、住民の代表者に説明を行い、理解を得ていると聞いている。また、事業完了が遅れることによる苦情等は、現在のところ町には届いていないと聞いている。町としては、今後、住民と事業の進捗を共有していくとのことであり、県としても、状況を注視しながら、適切に指導していきたい。</p>
石黒委員	<p>住民に迷惑をかけないように、しっかりと説明を行うとともに、事業の進捗管理をお願いしたい。</p>
小松副委員長	<p>事業が遅延した理由の一つに、鉄塔の「色」についての協議が遅れたことがあったと聞いている。景観上、ガードレールの色を茶色にしようとか、歩道の柵の色を変えようなどという議論が、他の地域でも過去になされてきたが、今回はどのような協議がなされたのか。 また、鉄塔の「高さ」については何か協議がなされたか。</p>
情報政策課長	<p>色については、昨年12月2日に町主催で開催した地域づくり懇談会の中で、色に関する要望が出され、翌年1月16日に決定するまでに時間を要した。最終的には、自然に溶け込む色ということで、茶色に落ち着いたと聞いている。 高さについては、携帯電話の電波を乱れなく飛ばす必要があるため、必要最小限の高さとなっている。</p>
小松副委員長	<p>低いところにある構造物であれば問題ないだろうが、鉄塔を目立たない色にすることによる、鳥などへの影響はないと理解してよいか。</p>
情報政策課長	<p>鉄塔の色を茶色にすることにより、鳥獣等の衝突が予想されたが、携帯電話事業者を確認したところ、鉄塔の着色により、鳥獣等の衝突の頻度が増加したということは経験上ない、という回答であった。</p>
小松副委員長	<p>携帯電話の必要性は、災害時の安全・安心の確保という点からも言及されてきた。居住地においては、不感地帯ゼロを目指すべきだと考えるが、県内の居住地における不感地帯の状況はどうか。</p>
情報政策課長	<p>今月末の見込みだが、県内13市町村、28地区が不感地帯となっており、108世帯、291名が当該地区に居住している。</p>
小松副委員長	<p>順次、整備していくということだと思うが、居住地における不感地帯ゼロに向けて取り組んでほしい。今後の進め方はどうか。</p>
情報政策課長	<p>県では、これまでも条件不利地域における国庫補助金を活用した不感地</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	帯の解消に向けて市町村とともに取り組んできた。今後とも、国庫事業をフルに活用し、市町村からは事業導入を進めていただくよう、県としても様々な情報提供を進めていきたい。
小松副委員長	居住地の不感はいつ頃なくなるのか。
情報政策課長	相手がある話であり、いつごろということをごここで申し上げることはできないが、なるべく早くと考えている。
今井委員	この事業はどのような契約内容なのか。
情報政策課長	内容は2つに分かれており、一つは、鉄塔の設計業務である。もう一つは、それを実際に請負する建築工事である。
今井委員	工事であれば工期があるはずである。通常は3月末に設定されるものと思うが、それが繰越しになったのか。
情報政策課長	当初は工期を3月20日までと設定していたが、先ほど申し上げた理由により繰越しとなったものである。
今井委員	このような、工期が延長となるような場合は、損害金などが発生するのではないか。
情報政策課長	町としては損害金等を求めることは考えていない、と聞いている。
今井委員	鉄塔の建設工事であれば、建設業者が請け負うことになるはずであり、通常であれば、工期が設定され、その工期が何らかの要因で延長されたのであれば、追加的な徴収金など、何かが発生するのではないか。この際、その点も確認したい。
情報政策課長	今回、工期が延長になった要因は、第一に住民との協議に時間を要したことであり、町の責に帰すべき事由であることから、業者からの損害金等は考えていないと聞いている。
今井委員	様々な理由から繰越しを行うこと自体は仕方ないことだと思うが、契約は契約であり、契約が変更になったが誰も何の責任も負わないような状況は、聞いていて今一つ納得できないのだがどうか。 契約の発注者は誰なのか。
情報政策課長	工事の発注者は飯豊町である。 工期が延期になったもう一つの理由として積雪があり、今年は例年の1.5倍、3メートルほどの積雪があった。天候等抗しがたい理由により工期を延長せざるを得なかったということもあり、そういったことも含めて損害金等を徴収しないこととされた。
今井委員	状況は理解した。 発注者は飯豊町ということだが、今回の繰越額である1,041万4千円に対する飯豊町の負担額はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
情報政策課長	<p>当該事業は国庫補助金を利用した事業である。事業費の3分の2が国庫補助として県に交付され、それを県の補助金という形で町に支出し、残る3分の1が飯豊町の負担となる。町では財源に起債を活用した後に工事を発注している。</p>
船山委員	<p>飯豊町の事業かもしれないが、今井委員が質問したようなことも説明していただかないと内容が理解できない。丁寧な説明を求めたい。</p> <p>飯豊町の事業とのことだが、県の役割としては国の補助金を受け、それを飯豊町に交付するというもので、工事には直接は関わらないということか。</p>
情報政策課長	<p>県が直接関わることはないが、事務処理の過程で国あるいは町と関わりながら事業を進めている。</p>
船山委員	<p>参考まで聞くが、国の補助金が1,041万円ということは、事業費としてはおよそ1,500万円以上ということになると思われるが、その内訳はどうか。</p>
情報政策課長	<p>先ほど大きく2つの事業に分かれていると申し上げたが、一つは設計業務で、約300万円であり、もう一つは鉄塔や電源等付帯設備の工事等であり、残りの額となる。</p>
船山委員	<p>繰越しに異議はないが、事業の内容が詳しく分かるよう説明してほしい。</p>